

戦後一橋大学における新旧大学制度併存期間についての考察¹⁾

大学経営・政策コース 野村由美

The Co-operation Period of Old and New Higher Education Systems in Postwar Era: A Case Study of Hitotsubashi University

Yumi NOMURA

This paper examines the transition of Japanese higher education during the period between 1949 and 1953. During the postwar era, a new university education system started and the systems of a prewar university and a postwar university were often operating in a single campus. There was no significant difference between the old and new universities in terms of the content of courses for they shared the same syllabi. However, the term length and class registration system were different. Consequently, this distinction led to a difference between the old and new students.

Through investigating Hitotsubashi University, this study found that the establishment of faculty also restricted students' learning. This university was originally a college of commerce, but it divided academic fields and established a new faculty system and became a new university. While the establishment of faculty helped students pursue specialized subjects much deeper it also had created an aspect of limiting their learning.

目次

1. はじめに
2. 新制一橋大学構想
 - A. 新制大学構想の成立まで (1947.1~1947.12)
 - B. 学部新設へのプロセス (1948.1~1949.5)
3. 旧制東京商科大学から新制一橋大学へ
 - A. 新制大学の運営体制
 - B. 旧制度からの移行過程
4. 旧制大学と新制大学のカリキュラム比較—1952年度新旧学生同時卒業に着目して
 - A. 新制大学前期課程と旧制大学予科教育
 - B. 新制大学後期課程と旧制大学本科教育
 - C. 1953年の就職状況
5. まとめ

1. はじめに

1947年の学校教育法の公布により、日本では旧制度の大学及び専門学校その他を再編統合して、4年制を原則とした新制大学を発足させることになった。国立大学においては慌ただしい準備を経て、1949年5月31日の国立大学設置法によって69の大学が新制大学へと移行した。

新制大学が設立される過程については、海後・寺崎(1969)をはじめ天野(2016, 2018)等の研究に代表

されるように政策・制度面から論じたものが大半で、戦後も続いた旧制大学がどのように終焉したのか、新制度への切り替えが実際にどのように行われたかを検討したものはほぼない。新制大学発足から旧制大学廃止までの過程を辿ってみると、旧制高校及び予科が最後の卒業生を出したのが1950年3月。それを受け入れる形で同年4月、旧制大学は最後の入学選抜を行い、3年後の1953年3月、彼らの卒業を以て事実上終了²⁾した。この1949~1953年の期間は、同一学内で旧制大学と新制大学の制度が併存しており、新旧の学生の教育が同時に行われていた。

本稿では、この期間に着目し、新制大学への移行過程を検証しつつ、修業期間と履修制度の違いから、旧制大学と新制大学との学びの差異を考察する。

考察対象とする一橋大学は、旧制度において東京商科大学という単科大学であり、戦前は学部である本科、予科と専門部（及び教員養成所）が学内に存在した。三科における教員の兼担割合が高く、学生間の連帯感もあり、学園としての一体感が強かった。新制大学への移行は、他校と合併をすることなく学内組織の統廃合及び改組という形で完結しており、外部からの環境変化の要因はほとんどみられない。

一橋大学は新制大学化にあたり、4学部制の「社会科学の総合大学」を構想していた。商法講習所を始祖とした実学の学校という出自から、アカデミズムへの

希求と志向が大変強く、1920年の大学昇格以降も大学名の商科を超える学問分野を授業科目として取り入れてきた。こうした戦前からの多様な科目の取り込みは、戦後に商学、経済学、法学、社会学の4学部として発展させていく素地となっており、新制大学化は既存の教育・研究環境から「学部を作り上げていくプロセス」でもあった。一橋大学における新旧制度の併存とは、同一環境下で、旧制の単科大学と学部を持つ新制大学が併存していたことも意味している。同時期に存在した2つの大学では、専門教育課程における授業科目が共通であったが、単科であった旧制東京商科大学の学生と、学部へ属した新制一橋大学の学生の履修方法は当然違った。学部という専門性を意識すればその枠に規定される部分も大きいはずである。この点に着目すれば、学部設置がもたらしたその後のカリキュラムの変化にも目を向ける必要はあろう。但し本稿では紙幅の関係から、新旧制度の併存期間において、新制度の修業期間と履修制度に重点を置き、検討を行うものとする。

2. 新制一橋大学構想

A. 新制大学構想の成立まで (1947.1~1947.12)

旧制東京商科大学において、戦後の新しい大学³⁾をどのように構築していくかという議論は、1947年1月、文部省の新学制実施方針発表に先立って、学内に教育制度刷新委員会が設立された時より正式に始まった(『一橋大学年譜Ⅱ』)。同委員会は、6月迄に7回の会合が持たれているが、議事録が残されていないため詳細は不明である。新制度刷新委員会は、教育基本法公布直後の6月に立案委員会に改組され、具体的な大学の設計に当たった。また同委員会は上原専祿学長を含む、旧制の本科、予科、専門部、研究所の教授各2名、新大学構想下で新設予定の4学部(商、経、法、文科)を担当する教授各2名から構成された(「一橋新聞」383号)。

立案委員会(1947.8.6)では、旧制大学の全施設と人員を以て、商学部、経済学部、法学部、社会教育学部(または文学部)の4学部と大学院よりなる「社会科学の総合大学」構想が具体化した。(第5回立案委員会記録⁴⁾『一橋大学学制史資料』1988, p83)。続く同委員会(1947.9.10)においては、「新総合大学に吸収の予科、専門部は実質的には大学に昇格し、既設大学の一部を構成する」ということで予科、専門部の廃止が決定された(「一橋新聞」390号)。「予科は現在の

まま特定一学部を構成せず、学科目そのまま新大学の前期課程を構成はしない。現在の学科目並びに担当者のある部分は新大学の一般教養課目に充当、他の部分は商学、経済学、法学並びに社会及び教育に関する講座及び学科目の充実に充てる」更に「さらに他の大学専門学校と合併して大学となることは考慮せず」(同号)と報じている。以降、この方針は覆されることなく、その後、文部省から提案のあった東京外国語学校の併合についても却下⁵⁾している。

12月15日、これ迄の決定事項をまとめた「東京商科大学新制度化要綱⁶⁾」が作成され、社会学部を中心とした総合大学という新制大学の理念は学内外に公表された(『学制史』1998, p69)。

B. 学部新設へのプロセス (1948.1~1949.5)

立案委員会(1948.1.29)は第1分科会(大学院と研究所の機構)、第2分科会(4学部の関係及び行政)を設置することとし、審議を進めることを決定している(「一橋新聞」398号)。第2分科会は、2月に商学部、経済学部、法学部、社会学部の4学部名とその教員配置を決定し、これに基づいた設置講座と予算案をまとめて、3月の新学制について開かれた学長会議に試案として提出した(「一橋新聞」399号)。

しかし4学部設置について、4月からの文部省との折衝は思惑通りに進行せず、提出予算が通らない場合を想定して、商学経済学部、法学社会学部部の2学部案と、商学部と経済学部を独立させる3学部案の2案がたてられた。学部設立の問題には教員の充当問題もあり、5月から6月にかけて立案委員会及び人事委員会では議論の中心となったが、3学部案の方に現実味があり優勢であった(『学制史』1988, pp85-97)。結局、大蔵省から肝心の予算の認可が下りることなく、1948年、新制大学は、商学部、経済学部、法学社会学部の3学部でスタートし、法学社会学部は法学科、社会学科に分け入学者を募った(「一橋新聞」404号)。法学部と社会学部2学部の独立案は2年後の1950年12月、大学設置審議会総会でようやく認可される(「一橋新聞」446号)。これにより新制大学第1期入学生が後期課程に進む1951年、当初の構想通り4学部が揃い、法科学学生は法学部へ、社会科学学生は社会学部へと進学した。

3. 旧制東京商科大学から新制一橋大学へ

A. 新制大学の運営体制

新制大学の運営体制は、立案委員会（1948.2.8）において評議員会設置が定められ、大学長—評議員会—各学部長会議—教授会というラインにおける意思決定が確立した。教授会の管掌事項は各学部の人事、学科目編成、授業と予算作成である。予算は評議員会に提出して承認を得、人事は各学部の起案に基づき評議員会で採否を決定することとなった。前期課程は全学部で責任を負うという形で、実際に前期教育を担当している教授等によって前期教授協議会がおかれた（「第19回立案委員会記録」学制史 1988, p83）。一般教育課程の教員の確保が出来ず、旧制高校をそのまま教養学部として取り込んだ東京大学等の旧帝国大学と異なり、一橋大学では、旧制に予科、専門部があったこともあり、前期課程に関しては教育目的に合わせて教員の配置がなされた（「第2回人事委員会（1948.5.13）」学制史 1988, p85）。

旧制東京商科大学の教授会と新制一橋大学の教授会は、それぞれ旧制教授会と新制教授会と称し、共通の問題にあたる折は連合教授会⁷⁾と称した合同会議を開催し、これにあたっている。尚、立案委員会、人事委員会といった新制度に拘わって設けられた特別委員会におけるの検討事項及び決議事項に際しては、連合教授会の決定を仰いでいた（学制史 1988, pp91-92）。

B. 旧制度からの移行過程

旧制度から新制度への移行措置において、立案委員会（1948.10.22）は旧制度の学生の修業年限を争点としている。旧制度では予科3年+本科3年の計6年の就学期間が、新制度では4年間へ短縮されることになり、制度の狭間にある旧制の予科と専門部の在籍学生

の修業年限をどうするかは大きな問題であった（「第38回立案委員会」学制史 1988, p103）。大学は新制大学は1年次と2年次の2学年を設置して旧制の在籍生を新制大学の相当級へ編入することを意図し期間を短縮することを希望していたが、当初賛成していた文部省は予算の関係でこれを不可とした（専門部史 1951, pp217-218）立案委員会では修業年限をなるべく短くさせない方向で、表1の移行過程を辿ることを決定した。1948年度に募集した予科生と専門部生は、1年旧制度で学んだあと新制大学の1年生へ編入されることとなった⁸⁾。但し、専門部に関しては、翌年旧制専門学校の生徒募集延長の措置が決まったため、それに応じ卒業後新制大学3年次に編入させる前提で、別途40名の2年次追加募集を行っている（専門部史 1951, p229）。予科は1950年3月、専門部（及び教員養成所）は1951年3月に廃止となった。1950年に予科卒業生及び旧制高校等の旧制度外部卒業生を受け入れた旧制大学最後の学生は、1953年3月、前年に入学した新制大学最初の入学生と同時卒業となる。

初年度第1学年のみ設置された新制大学が、学年進行を経て、4学年が揃い完成をみるのは1952年度である。1951年度からは新制高校卒業生が入学するが、新制中学—新制高校という完全な新体制の教育を受けた入学者を迎えるのは1953年度からである。

1949年、新制一橋大学の1学年は、募集定員440名（商学部120名、経済学部120名、法学社会学部（法学科100名、社会学科100名）に加え、旧制予科1年と専門部1年が編入されたため計573名であった（「一橋大学事務時報」1949.4）。同年の旧制大学本科入学者は397名であり（同上）、新制大学のほうが176名多く、新旧合わせた同じキャンパスで学ぶ1学年の総数は従来の倍以上となった。旧制度においては、従来、半数が予科から無試験での進学であり、専門部からも卒業

表1：旧制から新制への移行

年度	新制一橋大学				旧制東京商科大学			予科			専門部		
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
1945 (昭20)					○	○	○	○	○	○	○	○	○
1946 (昭21)					○	○	○	○	○	○	○	○	○
1947 (昭22)					○	○	○	○	○	○	○	○	○
1948 (昭23)					○	○	○	○	○	○	○	○	○
1949 (昭24)	○				○	○	○	○			○	○	○
1950 (昭25)	○	○			○	○	○						○
1951 (昭26)	●	○	○			○	○						
1952 (昭27)	●	●	○	○			○						

注：●は新制高校卒業生が含まれる学年『一橋大学年譜Ⅱ』から筆者作成

後、外部試験を経て本科に入学する者が全体の2割程度いたことから、7割程度は内部進学者が占めていた。1949年も入学時点で5割程度は内部進学者である（学制史1990, p58）。1951年に専門部生が3年次編入していることもあり、在学生の内、内部進学者が占める割合が従来と変わらず高かった。このため、この期間の一橋大学においては、学生の同質性が戦前と変わらず保たれていたことが指摘できよう。

4. 旧制大学と新制大学のカリキュラム比較—1952年度新旧学生同時卒業に着目して

前述した通り、旧制大学の募集が新制大学設立の翌年まで行われたことによって、1953年3月、新制大学の最初の学生と旧制大学最後の学生は同時卒業となった。以下では、1949年入学の新制大学学生と1950年入学旧制大学学生の授業カリキュラムの比較考察を行う。また新旧同時卒業となり大卒人数が増大した1953年の就職市場についても言及したい。本稿では旧制における高等教育の修業期間を、前期高等教育として予科教育を含む6年間とみなし、新制大学4年間の高等教育修業期間と比較する。

1949年度の旧制大学予科3年生の授業と、新制大学の前期課程1年生の授業は別校舎において別授業として行われた（「一橋新聞」392号）。しかし新制大学設立3年目の1951年に専門課程とされる後期課程が開講されると、旧制本科3年生の履修は、新制後期課程の

表2：1952年度卒業生教育課程

	新制大学		旧制大学	
1947 (昭22)			予科1年	予科課程
1948 (昭23)			予科2年	予科課程
1949 (昭24)	大学1年	前期課程	予科3年	予科課程
1950 (昭25)	大学2年	前期課程	大学1年	本科課程
1951 (昭26)	大学3年	後期課程	大学2年	本科課程
1952 (昭27)	大学4年	後期課程	大学3年	本科課程

表4：新制大学前期課程（1949年度） 各4単位（但し数学Ⅰ、Ⅱは6単位）

社会科学	経済学（経済通論、商業通論）	法学通論	社会思想	政治学
人文科学	歴史学（東洋史、西洋史）	哲学	心理学	人文地理学 人類学 外国語第一（英） 外国語第二
自然科学	数学Ⅰ 数学Ⅱ	物理学	化学	生物学 地学

その他：体育、プロゼミ 共通専門科目 経済史、憲法、経営学総論、社会科学総論

科目を共通科目として設定し、新制大学3、4年生と同じ教室で履修する形をとっている。

A. 新制大学前期課程と旧制大学予科教育

新制大学の前期課程では、米国教育使節団からの勧告において強調された一般教育の導入が大きな課題となった。一般教育は、導入直後の時点では旧制下の旧制高校や予科で行われていた教養教育と同一視されて議論されることが多く、また専門教育の準備過程として用意されることも多かった。また一般教育は専門が明確に分化しない時期に履修させるべきだという主張も強く、東京大学をはじめ前期課程の1年半ないし2年をそれに充てたところが多く、旧制高校や予科の大学準備教育がそのまま新制の一般教育の前提となった

表3：旧制大学予科科目（1949年度） 各2単位

国文学史 支那思想史 文芸思想* 哲学* 心理学 日本史 東洋史 世界史* 経済史* 経済* 法律* 地理、自然科学、数学、簿記* 第一外国語（英）* 第二外国語* 体育*

『一橋大学一覽』昭和24年度

ところは多い。一橋大学でも旧制の予科課程の教育は、新制の一般教育の多くを担っており、新制大学への移行において予科から受けた恩恵は大きい。

一橋大学に包摂された東京商科大学予科における1949年当時の開設科目を表3に示す。旧制予科は1947年以降、科目の見直しと同時に、履修方法を1年間27単位ずつ3年間で81単位という均一履修に変更した（学部授業要覧 昭和21年度）（1946）。1949年度は、在籍していた3年生向けの科目（*印）しか開講されていない。

同じ1949年度における新制大学の前期課程開設科目は表4のとおりである。「予科は現在のまま特定一学部を構成せず、学科目がそのまま新大学の前期課程を構成はしない」という「東京商科大学新制度化要綱」の方針どおり、学部に分化することなく、しかし、学部の専門科目を共通必修科目として設定した点が特徴

『一橋大学一覽』昭和24年度

である。前期2年間では、大学基準に即して設定された3系列から其々2科目以上合計10科目以上、並びに専門科目4科目、演習及び体育を含めて16科目98単位以上を履修しなければならない（外国語2科目と数学は必修）。新制大学は自修時間も含めて1科目を4単位としている。単純計算ではあるが、旧制と比較するため、単位の換算を新制の基準で揃えると、旧制の1年間27単位は54単位、2年間で108単位となる。また新制に比べ旧制の修業年限は1年長い。新学制が整った時点で、新制高校において補完的に学習される部分もあることから一概には言えないが、移行期においては、新制大学前期課程の履修必要科目は、旧制時代の予約履修より減じられていることがわかる。

B. 新制大学後期課程と旧制大学本科教育

旧制大学本科1年次は、旧制大学本科課程の科目で学び、2、3年次は新制大学の後期課程を共通科目として新制大学の学生と共に履修した。

表5に見る旧制大学の本科課程は、経済、経営、法の3科体系⁹⁾になっている。毎週2時間を1単位として、演習を含めた25単位必須であり、「普通科目、一般専門科目、個別専門科目ヲ以テ体系的ニ編成ス」とあるものの「学生ハ学科目体系中ヨリ必要トスル履修学科目ヲ自由ニ選択シ毎年ニ参加ノ研究指導ヲ自由ニ選択希望スルコトヲ得」とあり、授業履修の科目選択は、専攻に依拠するのが原則として履修規定に系統ごとの必須単位は記されていない。最終的には戦前と同じく演習指導教官の印が必要であったため、体系

立った履修指導がなされたと考えられるが、学修者の科目選択の自由度は高く、他の専門科目の履修に制限はなかった。

新制大学となり、後期専門課程として揃えられた科目は表6のとおりであるが、社会学部の科目以外は、旧制大学の開設科目に同じものがあり、これを踏襲し拡大したのと考えられる。旧制大学生はこれを1科目1単位として履修した。

一方、新制大学の学生は、昭和25年度『一橋大学一覽』の履修規則によると、専門科目15科目以上+演習科目（2年間）の16科目、計68単位以上の履修が必須であった。こちらも1科目4単位換算であるため、ゼミを除き旧制の履修単位24を新制の4単位に揃えてみれば、演習を除くと旧制は3年間で24科目24単位は76単位となる。新制の履修単位は2年間で15科目68単位である。絶対数に関しても旧制の方が多く、1年間当たりの単位数に関しても新制大学の履修は旧制より少ない。

学部が設置されたことによって、当然ながら専門科目は在籍する学部の科目となった。履修方法については、但し、在籍学部外の3学部から1科目ずつ履修が定められており、かつ学部の下に設けられた部門から1科目以上履修することが必要であった。旧制度においての科目選択の自由度は、学部という線引きにより窮屈になったといわざるを得ない。但し、他学部履修を必修とし、規定履修数以上であれば他学部でも問題なく講義を受けることを可能とした。学部間の壁を低く設定しようとした試みとみられる。

表5：旧制大学本科課程（1950年度）

A 普通科目		哲学 経済哲学 倫理学 社会学 社会主義&社会運動 政治学 統計学 文明史（東洋）（西洋） 西洋古代文化 キリスト教史 数学 自然科学 世界の趨勢 外国語（英、獨、仏、口、中、希、拉） 教育学
B 一般専門科目	経済学	経済学（経済原論） 経済学史 経済政策 経済史（西洋）（日本） 財政学 社会政策 経済地理学 経営学 経営総論 会計学
	経営学	経営総論 会計学
	法律学	憲法 民法総論 民法債権 民法物権 商法総則・商行為 商法 会社法 商法 手形小切手 刑法 国際法総論 法律思想史 日本法制史 西洋法制史
C 個別専門科目	経済学	金融論、景気論、国際経済論、計画経済論、商業政策、農業政策、工業政策、経済学特殊問題、経済史特殊問題、財政学各論、人口問題、世界政治経済論、日本経済論、中国経済論、ソ連経済論、統計各論、数理経済学
	経営学	協同組合論、銀行論、市場論、配給論、交通論、保険総論、社会保険、海上保険、商品、化学商品、原価計算、監査、経営比較、経営管理論、労務管理論、工場経営論
	法律学	行政法総論 行政法各論 民法 親族相続 海商法 国際法各論 国際私法 労働法 経済法 農業法 手続法（民訴法） 外交史 東洋外交史 国際関係論
D 特殊科目		簿記論

表 6：新制大学後期課程（1951年度）

商学部	経営学	経営学, 生産管理, 労務管理, 財務管理, 協同組合
	会計学	会計学, 原価計算, 経営比較, 簿記学, 商業数学
	商学（金融論）	金融論, 銀行論, 外国為替
	商学（保険論）	損害保険, 生命保険及び社会保険
	商学（交通論）	交通論及倉庫論 海運論
	商学（市場論）	配給論, 証券市場論, 外国貿易論, 商品学
経済学部	経済学	経済原論 理論経済学 経済学史 経済思想史 計画経済論 景気論 経済地理 世界経済 日本経済 中国経済 ソ連経済 米国経済
	経済史	経済史概説 西洋経済史 日本経済史
	経済政策	経済政策 商業政策 工業政策 農業政策
	財政学	財政学総論 地方財政学
	統計学	統計学総論 経済統計 社会統計
法学部	基礎部門	外国法（1.2）法政史（1.2）法律思想
	公報部門	憲法 行政法 国際公法
	民事法部門	民法（1.2.3）商法（1.2.3）経済法（1.2）労働法 民事訴訟法及び破産法, 国際私法
	刑事法部門	刑法, 記事訴訟法
社会学部	社会部門	社会科学概論 社会学 社会哲学 社会思想史
	社会問題部門	社会主義及社会運動 労働問題 社会政策 社会調査 人口問題
	政治学部門	政治学及政治学史 外交史 新聞学
	教育学部門	教育学 教育心理及び教授法 教育哲学及び教育史 教育管理
		文明史 哲学 倫理学 心理学 文学

『一橋大学一覽』昭和25年度

C. 1953年の就職状況

新制大学と旧制大学の卒業生約12万6000名が同時に社会に送り出されたことから、大卒者数の増大を受けて就職は熾烈なもの¹⁰⁾となった。表7は一橋大学における就職者を新旧別にまとめたものである。戦前から続く官立大学であったことの評価、経済界に強いという大学の優位性があったゆえか、幸いにも希望者はほぼ全員就職ができた上、「卒業生数より求人申し込みの方が勝り」、「例年並みの就職」（『一橋新聞』509号）と総括されている。見る限りでは旧制、新制に大きな差異は見られない。

但し、「本来なら旧制が持っている大学枠を新制卒のために侵害され割を食った感じがした」という旧制卒業生の回顧談（『如水会会報』1985.7, p.34）があるように、個別にみると希望する会社に就職できなかった学生からは、修業期間が短い新制大学の学生と同等に扱われることに対する不満は高かったようである。1953年1月30日の朝日新聞は「低い新制大学生の学力」という見出しで、新制大学生に対する厳しい評価を下した記事を掲載している。記事中、三井鉱山取締役役員兼人事部長は、「筆記、面接ともに多少の例外

を除き、いずれも学校別平均値において新制が旧制より劣っている」として自社の入社試験の数値を開示し、「新制大学生の学識一般は旧制のそれに比べて中途半端である」と断ずる。原因として、新制大学の修業年限と履修要件の浅薄さを挙げ、「専門知識の学力不足については、企業における再教育で補わるべきであると説く向きもあるが、（中略）大学において十分な頭脳の訓練が与えられていることが前提であるべきだ」と述べている。教育制度自体が過渡期にあり、初等教育以来の教育が充分であったとはいえ、学識不足が大学教育だけに起因していたとはいえませんが、社会が新制大学卒業生に向けた視線はこの様なものであった。

一橋大学では1953年3月28日、新旧合同の卒業式が行われた。中山伊知郎学長の式辞は残されていないが、同年の北海道大学の新制大学第1回卒業式において島善鄰学長は、新制大学に対する世間の評に触れ「新旧の比較論は時期尚早である」と留保した上で、個人の今後の更なる修練を望み、「専門分野の足りない部分は大学院に進学し補ってほしい」と述べている。（北大1982：pp1113-1117）

表7：卒業生の就職動向（1953年3月卒業生）

職種	旧制	新制	計(%)
貿易商事	57	63	120(12.7%)
鉱業	36	24	60(6.3%)
製鉄金属	13	9	22(2.3%)
製造工業	49	56	105(11.1%)
化学工業	25	20	45(4.7%)
ゴム食品	19	20	39(4.1%)
土木建設	2	6	8(0.9%)
繊維製紙	19	18	37(3.9%)
交通海運	10	11	21(2.2%)
銀行金融	89	91	180(19.0%)
保険	19	31	50(5.3%)
証券倉庫	24	26	50(5.3%)
出版報道	15	12	27(2.9%)
その他(含公務員)	38	20	58(5.4%)
未就職	45	19	64(6.2%)
進学	15	58	73(7.7%)
計	475	476	951(100%)

一橋新聞 509号

大学の学士課程で専門教育に充てられた2年という期間はやはり短く、専門教育を充実させるために用意された大学院という制度も、戦後、新学制に切替わる時点では学士課程とセットとしては認識されなかった。大学院の制度が広がっていくためには、提供する大学側の準備も学び続ける学生側の資力も必要であった。その後、理系学部が必要に迫られ修士課程までの教育をその後の視野に入れていくのと異なり、文系学部では大学院はアカデミズムの入り口という認識が強く、社会の認識が得られないまま、高等教育は学士課程4年を教育の中心とすることで次第に定着した。

5. まとめ

本稿は、旧制大学から新制大学の併存期間を検証し、制度の違いが学生の学びにどう影響したのかを、一橋大学を分析対象として考察したものである。

一橋大学は合併等を伴わなかったため、混乱要因を排除できており、旧制高等学校の包摂や専門学校の高格による多くの新制大学設立とは異質である。また予科からの一貫教育があったために、予科の教育と戦後の一般教育を対比考察することができた。

まず修業期間であるが、新制大学の学びは、旧制大学の学生側からは予科課程2年+旧制大学の本科課程2年の短縮接合と受け止められていた。このため旧制大学の学生からすれば、同等に扱われることに対しても不満は高かった。就職の際も、新制大学卒業生は人数こそ多かったものの旧制に比して優勢だったわけではない。「就職枠を侵害され割を食った」という前述の旧制卒業生の回顧談に象徴されるように、新旧の学生はこうした格差をそれぞれ意識の中で長らく引きずったようである。

履修単位数については、専門課程では同じ授業科目が提供されているが、修業年数も3年から2年に減じられる中、1年あたりの単位数は少なくなっている。新制大学の設計にあった自修時間を含む学修が上手く作用していたかは分からない。

もう一つの視点である学部設置については、専門の学びを深くして学問水準を高めることを目的としているが、「学部という組織を先行させることは、専門教育がすべてに優越する仕組みを肯定することである」（吉田 2013；p115）という指摘もある。専門を深めるといふ意図の裏で、履修科目が限定されることにより、学びの範囲を限定し狭めてしまった現実もあったと指摘できる。一橋大学の新制大学化の過程では「総合大学」としての総合性を維持すべく、学部が孤立しないように、各学部の専門科目を共通科目として持つ試みや、他学部履修が容易にできるような制度設計に努力がなされたことに関しては、稿をあらたにする深く追究する必要があるが、学部の境界線が生まれたことで、履修の制限が生じたことは否めない。

一般教育との棲み分けや、学部に分けることによって生じる組織におけるセクショナリズム、学問の閉鎖性を生み出すリスクをどう捉えるのか、については、本稿の課題を超える問題である。以上について引き続き考察を重ねていきたい。

注

- 1) 一橋大学は、戦時下の一時期、通達により東京産業大学という名称になったが、戦後に東京商科大学へ名称を戻し、1949年一橋大学の名称となった。本稿では煩いを避け、旧制大学を「東京商科大学」新制大学を「一橋大学」と記述する。
- 2) 東京商科大学は1年間の猶予を置き1954年3月を以てその教育を終了。その後旧大学令に基づく博士学位審査の機関として残り、1962年に完全廃止となった。
- 3) 『東京産業大学学部授業要覧 昭和21年度』（1946）には「社会科学二関スル総合大学トシテ」という文言が既に入っていることに注目する

- 4) 「立案委員会記録」「人事委員会記録」は『一橋大学学制史資料』の翻刻版より引用している。(同委員会記録が欠損している場合の内容について『一橋新聞』の記事に多くを負っている)。
- 5) 1948年4月1日に文部省より単科大学と東京外国語学校を合併して外国語学部を設置する提案がなされている。(学制史1986:126頁)
- 6) 「東京商科大学新制度化要綱」
新制大学は大学院及び研究所を備ふる総合社会科学に関する総合大学とする。
1. 新制大学への転換は次の要領による。即ち現商科大学の学部、予科、専門部、教員養成所及び研究所は有機的の一体を為すものであるから之等諸学科を分離して処理せず。その施設及び能力を上げて転換の基礎とする。
2. 新制大学は東京商科大学の伝統を生かしつつ社会諸科学の総合的研究を必至とする新時代の趨勢に即応して現存諸学科の刷新と拡充を図って左の学部を置く。
商学部、経済学部、法学部、社会学部
右各学部相互間の研究及び教授上の連絡については諸学部孤立化の弊を避け真に統一ある社会諸科学の総合的研究並びに教育の完成を期するものとする。(以下略)
- 7) 連合教授会の名称は「一橋新聞」383号(1947.2.10)が現存資料の中では初出である。新制教授会は立案委員会の発足時に新設予定学部の教授を招集していることから、この時に新制大学を目的したものとして発足した可能性が高い。
- 8) 専門部1年生の内、希望者20名のみそのまま専門部2年への進学を許可した。
- 9) 1934年に第二学年から、商業学科、経済学科、商事法制学科の三科制をとる学制改革があり、ここにおいて社会学部を除く三学部の原型ができたと考える。
- 10) 「かつてない新規卒業予定者を前にして、その就職問題が大きな社会的関心事となり…(中略)即ち大企業の入社試験がほとんど終わったのに今までの就職率は、卒業予定者の約二割程度にとまっているといわれ、卒業期日までには中小企業を含め約五割程度の成果を見ることで精一杯であろうとの予想」(朝日新聞1953.1.30)
- 一橋大学(1950)『一橋大学一覽』
一橋大学(2004)『一橋大学年譜Ⅱ』
朝日新聞 1953年1月30日朝刊
一橋新聞 383号(1947.2.10) 390号(1947.10.1), 392号(1947.11.1)
398号(1948.2.15) 399号(1948.3.15) 404号(1948.7.15)
446号(1950.1.20) 509号(1953.9.30)
一橋大学事務時報(1949.7)
如水会会報665号(1985.7)

<引用(参考)文献>

- 海後宗臣・寺崎昌男(1969)『大学教育』東京大学出版会
天野郁夫(2016)『新制大学の誕生』名古屋大学出版会
天野郁夫(2019)『新制大学の時代』名古屋大学出版会
吉田文(2013)『大学と教養教育』岩波書店 73-115頁
北海道大学(1982)『北大100年史 通説』1113-1117頁
一橋専門部教員養成所史編纂委員会(1951)『一橋専門部教員養成所史』
一橋大学学園史刊行委員会(1986)『一橋大学学制史資料』(第9集 昭和20~28年 東京産業大学から東京商科大学~一橋大学)
一橋大学学園史刊行委員会(1990)『一橋大学学制史資料』(第12集 補遺)
一橋大学学園史刊行委員会(1991)『一橋大学学制史資料』(第12集 補遺別冊 授業科目・担当者一覽)
一橋大学(1949)『一橋大学一覽』